

2016. 3. 25.

サンケン電気株式会社

資材統括部

R o H S 物質 高精度分析結果一覧表の記入要領

★ R o H S 物質 高精度分析結果一覧表

“R o H S 物質 高精度分析結果一覧表”（以下 高精度分析結果一覧表）は、製品を構成する各部位に含まれる R o H S 物質に対する高精度分析結果を記載いただくエクセル形式ファイルです。

★ 高精度分析結果一覧表への記入要領

①高精度分析結果一覧表の作成については、この説明書 および 添付の“記入例”を参照して下さい。

②高精度分析結果一覧表は、調査対象製品に対して一品一様です。

★ 高精度分析結果のご提出

測定された高精度分析データと共に、記入された高精度分析結果一覧表をエクセル形式ファイルのまま弊社へご提出下さい。

【高精度分析結果一覧表への記入】

★ “回答元に関する情報”の各事項をご記入下さい

(1)回答元記入日、回答元管理番号

本分析結果一覧表の作成日をご記入下さい。記入する形式は、YYYY/MM/DD です。

(2)回答元に関する情報をご記入下さい

住所、部署名、電話番号、F A X 番号、E-MAIL アドレスは回答いただく方の連絡先です。

★ “■ 調査する製品(部品)に関する情報”の各事項をご記入下さい

(3)御社品番、製品名称、製品型名

調査対象製品に対する御社の品番、製品名称、製品型名などをご記入下さい。なお、該当する弊社品番を必ずご記入下さい。弊社品番が不明の場合は、弊社担当へお問い合わせ下さい。

★ “■ 調査する製品(部品)に対する分析結果”の各事項をご記入下さい

(4)構成部位の名称

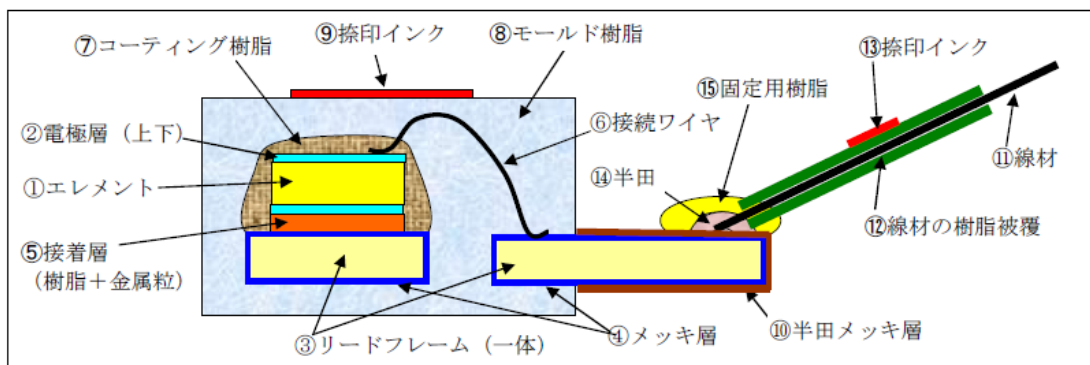
調査対象製品の構成部位の名称を“構成部位の名称”欄にご記入下さい。

名称は御社で使用されている名称で結構です。

なお、調査シートには1製品につき50の記入欄を用意してありますが、複合部品などで構成部位が多く記入欄が不足する場合は弊社へご連絡下さい)

構成部位とは、同一組成の「樹脂材・ガラス材・金属材・セラミック材・紙材・木材・充填薬剤など」です。以下の例をご参照下さい。

例) この電子部品 (説明用の仮想的なもの) では、①～⑮が構成部位です。



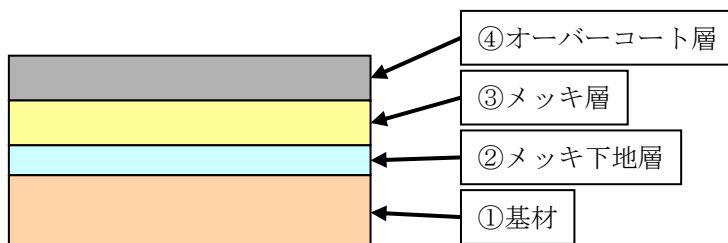
[注意点]

- ◆ 上図の⑭半田、⑮接着剤などの固着部位も構成部位です。
- ◆ 極小かつ禁止物質・管理物質を含まない部位について、含有化学物質に関するデータが得られない場合は隣接部位に含めて捉えることはやむを得ません。

例) 上図において①が半導体製品におけるシリコンチップの場合、表面保護膜層、②の電極層に対するデータが得られない場合は、構成部位を①の“シリコンチップ”のみとして結構です。

- ◆ 複数層の表面被覆層は、各層を構成部位とします。

例) 下図に示す基材の上にメッキ処理を施した製品の場合、構成部位は①から④の4点になります。



- ◆ リレーやスイッチなどの電気接点部分の合金も一つの構成部位です。
- ◆ 弊社製品の一部とならない部位 (御社製品の容器包装材など) は調査対象外です。

例) 接着剤を入れたチューブや缶などは調査対象外です。

(5) 材料メーカー

各構成部位の“材料メーカー”名をご記入下さい。

[注意点]

- ◆ 材料メーカーは、成形用樹脂メーカー、インクメーカー、塗料メーカー、プリント基板メーカー、電線メーカー、リードフレームメーカー、接着剤メーカー、半田メーカーなどの業者名を記入して下さい。基礎材料を供給する化学メーカー・鉄鋼メーカー等、あるいは商社等の販売業者ではありません。
- ◆ 例えば、成形樹脂部品の場合、成形加工業者名ではなく成形用樹脂を供給している樹脂メーカー名

をご記入下さい。

◆表面被膜層の場合は、表面被膜を行う業者名をご記入下さい。(メッキ原液、蒸着用インゴット、表面処理液などのメーカーまで調査する必要はありません)

(6) 生産地

その構成部位の生産地をご記入下さい。

(7) R o H S 物質 高精度分析結果

各部位毎のR o H S 物質に対する高精度分析結果をご記入下さい。高精度分析データは材料メーカーから入手するのが一般的ですが、入手できない場合、御社において材料を分析依頼(または自ら分析)したデータでもかまいません。

(8) 高精度分析データ No.

添付される各部位毎に測定された高精度分析データには番号等を付けて識別し、その番号と測定日をご記入下さい。御社の管理番号等があればそれをご使用して下さい。

[注意点]

◆各部位毎に測定された高精度分析データを必ず添付下さい。なお、測定データは弊社宛提出日の1年以内に測定された物に限ります。

(9) 製品含有化学物質調査シート No.

本分析結果一覧表と対応する、製品含有化学物質調査シートの御社の管理番号とその作成日をご記入下さい。

★高精度分析について

- ①分析機関：公的に認定された専門の分析機関で分析します。御社で分析される場合は、専門の分析機関と同等の管理体制が必要です。
- ②有効期間：高精度分析データの有効期間は、原則として測定日から1年間とします。したがって、データの有効期限切れに伴って、今後も、弊社から高精度分析データ更新のお願いをさせていただくことになります。
- ③弊社の判定基準(管理値)

用途		禁止物質		Cd		Pb		Hg/Cr ⁶⁺ /PBBs/PBDEs DEHP or DOPBBP/DBP/DIBP	
		管理値	規制値	管理値	規制値	管理値	規制値		
サッケン 製品	プラスチック、塗料、インク	5	100	50	300	100	1000		
	はんだ	無鉛はんだ	20	100	500	1000	100	1000	
		有鉛はんだ							
	無電解ニッケルメッキ		50	100	750	1000	100	1000	
その他		50	100	500	1000	100	1000		
サッケン製品を出荷		管理値				規制値			

<p>するための包装材</p>	<p>Cd+Pb+Hg+Cr⁶⁺ : 50 未満 プラスチック、塗料、インクの部位 : Cd 5 未満 PBB、PBDE : 100 未満</p>	<p>Cd+Pb+Hg+Cr⁶⁺ : 100 未満 PBB、PBDE : 1000 未満</p>
<p>1. 管理値及び規制値の単位は、均質材料ごとの「****ppm 未満」。</p> <p>2. 含有濃度に関係なく、禁止物質の意図的使用を禁止（無電解ニッケルメッキ中の鉛を除く）。</p> <p>3. RoHS/ELV 指令の適用除外を認める。例外として、デカ BDE の適用除外は認めない。</p>		

④六価クロムの測定

- ・クロムは六価クロムが規制対象であり、金属クロムと三価クロムは規制対象外です。
- ・まずは総クロムを測定します。
- ・総クロムの含有量を六価クロムの含有量と見なしても③の判定基準を満たす場合、判定「合格」とします。六価クロムを特定する分析の必要はありません。
- ・上記の見なしで③の判定基準を満たさない場合は、六価クロム含有量を特定するための分析を行い、③の判定基準への合否を決定します。

⑤PBB および PBDE の測定

1) 金属、セラミック、ガラスなどの不燃材料について

◆PBB および PBDE に対する高精度分析は不要です。

2) 臭素系難燃剤を意図的に使用していないが、樹脂、インク、塗料などの可燃材料

◆臭素が 100 ppm 未満であることを高精度分析法 (ICP-AES 法、AAS 法など) による分析データで立証して下さい。

万一、臭素が 100 ppm 以上検出された場合は 3) の測定を行って下さい。

3) 臭素系難燃剤を意図的に使用した材料の場合

◆PBB および PBDE が 750 ppm 未満であることを高精度分析法 (GC-MS 法など) による測定データで立証して下さい。

⑤DEHP (or DOP)、BBP、DBP、DIBP の測定

◆DEHP (or DOP)、BBP、DBP、DIBP が 100 ppm 未満であることを高精度分析法 (ICP-AES 法、AAS 法など) による分析データで立証して下さい。

以上